

2021年度
山口県医師修学資金の手引

山口県健康福祉部医療政策課

(2021.3.12改)

目 次

I 貸付けの概要	
1 募集内容	1
2 貸付けの条件	2
3 知事指定の県内公的医療機関等	3
4 貸付けの停止・取消等	3
◇ 貸付申請 Q&A	4
II 返還の免除	
1 修学資金の返還及び利息の支払債務の全部免除	5
2 修学資金返還及び利息の支払債務の全部又は一部免除	1 3
◇ 返還免除 Q&A	1 3
III 返還	
1 返還事由	1 4
2 返還手続	1 5
◇ 返還 Q&A	1 5
IV 返還の猶予	
◇ 返還の猶予事由（猶予期間）	1 6

I 貸付けの概要

- 山口県内の公的医療機関等において、医師として勤務することを要件とした修学資金の貸付制度です。（貸付けの詳細な条件は2ページ参照）
- 山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、知事指定の県内公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍に相当する期間、勤務することにより、貸付金の返還が免除されます。（返還免除の詳細な要件は5ページ以降参照）

1 募集内容

(1) 公募を行うもの

貸付の種類		特定診療科枠・外科枠 【地域枠入学分】	特定診療科枠・外科枠 【その他分】
募集人数		8人	2人
貸付額		月額15万円	
対象者 ア～ウを 全て満た す者	ア	山口大学医学部医学科推薦入試「地域枠」で入学した者のうち、山口県医師修学資金の貸与を希望する者	(次のいずれかに該当) <ul style="list-style-type: none"> 山口県内の高校等を卒業し、大学の医学部に在籍する学生 山口県外の高校等を卒業し、山口県内に3年以上継続して在住する保護者を有する者であって、大学の医学部に在籍する学生 高等学校卒業程度認定試験に合格し、山口県内に3年以上継続して在住する保護者を有する者であって、大学の医学部に在籍する学生
	イ	1年生～6年生	
	ウ	大学卒業後、山口県内の公的医療機関等において、 <u>小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、外科</u> の医師として勤務しようとする学生	

※ 「外科」は、基本領域における外科を指し、整形外科、脳神経外科、形成外科を含みません。

※ 「山口県外の大学」には、自治医科大学を含みません。

※ 募集期間や応募方法については、当該年度の「山口県医師修学資金募集要項(特定診療科枠・外科枠【地域枠入学分】)」及び「山口県医師修学資金募集要項(特定診療科枠・外科枠【その他分】)」を参照してください。

※ 他の奨学金等を借り受けていても応募できますが、知事指定の県内公的医療機関等に勤務できない場合は、貸付けの条件を満たせないため、貸付けの対象となりません。

(2) 大学の入学試験と連動するもの

貸付の種類	緊急医師確保対策枠	地域医療再生枠
募集人数	5人	10人
貸付額	月額20万円	月額15万円
対象者	山口大学医学部医学科推薦入試「緊急医師確保枠」に合格・入学した者全員	山口大学医学部医学科推薦入試「地域医療再生枠」に合格・入学した者全員

※ それぞれの出願要件や出願期間については、山口大学が発表する「学生募集要項」を参照してください。

2 貸付けの条件

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。(返還免除の要件について、詳しくは5ページ以降参照)

(1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修が修了した翌月の初日から起算して、貸付期間の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等^{※1}において、貸付期間の1.5倍の期間、医師として^{※2}勤務をしなければなりません。

※1 緊急医師確保対策枠の場合、うち4年は過疎地域病院が指定されます。(3ページの表を参照してください。)

※2 特定診療科枠・外科枠の場合は、対象のいずれかの診療科の医師として勤務をしなければなりません。

(2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません^{※3、※4}。

※3 山口県内に所在する基幹型臨床研修病院が管理を行う臨床研修が対象になります。

※4 2015年3月31日までに貸付決定を受けている場合は、県外の臨床研修病院も選択できますが、その場合、臨床研修期間は返還免除のための勤務期間として算入されません。

(3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。

3 知事指定の県内公的医療機関等 下記の中から個別に勤務先が指定されます。

公的医療機関	日本赤十字社	○山口赤十字病院 ○小野田赤十字病院
	恩賜財団済生会	○山口総合病院 ○湯田温泉病院 ○下関総合病院 ○豊浦病院
	厚生農業協同組合連合会	○周東総合病院 ○小郡第一総合病院 ●長門総合病院
	市町	●錦中央病院 ●美和病院 ●大島病院 ●東和病院 ○大和総合病院 ○光総合病院 ○新南陽市民病院 ○山陽小野田市民病院 ●美祢市立病院 ●美東病院 ○下関市立市民病院 ●豊田中央病院 ●萩市民病院
	山口県立病院機構	○県立総合医療センター ○県立こころの医療センター
その他	国立病院機構	○岩国医療センター ○柳井医療センター ○山口宇部医療センター ○関門医療センター
	労働者健康安全機構	○山口労災病院
	地域医療機能推進機構	○徳山中央病院 ○下関医療センター
	国立大学法人	○山口大学医学部附属病院
	地域医療支援病院 (医療法第4条第1項)	○岩国市医療センター医師会病院 ○オープンシステム徳山医師会病院 ○宇部興産中央病院 【以下再掲】 岩国医療センター、周東総合病院、徳山中央病院、 県立総合医療センター、済生会山口総合病院、 山口赤十字病院、山口労災病院、下関医療センター、 関門医療センター、済生会下関総合病院、下関市立市民病院

※ 緊急医師確保対策枠で4年間の勤務が必要となる過疎地域病院には、●印を付しています。

4 貸付けの停止・取消等

(1) 貸付けの停止

修学資金の貸付けを受けている者(以下「修学生」という。)が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行いません。

(2) 貸付けの取消

修学生が次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付けを取り消します。(貸付けが取り消された場合には、修学資金の返還が必要となります。)

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- 修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

- ・ 修学生が死亡、心身の故障その他やむをえない事由により、修学資金を返還することができないと山口県が認めるときは、当該修学資金の返還の全部又は一部が免除される場合があります。(5ページ、13ページ参照)
- ・ また、一定の場合には、返還が猶予(返還義務が生じているが、一定の期間の返還を猶予)されます。(16ページ参照)

【貸付申請関係 Q & A】

Q 1	貸付けの申請をすれば、必ず修学資金の貸付けを受けられますか。
A 1	募集人数の範囲内で貸付けを行いますので、申請されても貸付けが受けられない場合があります。
Q 2	貸付期間及び貸付時期について詳しく教えてください。
A 2	貸付期間は、貸付決定時に定める期間(貸付決定年度の4月から大学の正規の最短修業年限の終了する月まで)となります。このことから、貸付けを受け始めた年の4月から、修学生が留年することなく6年生として在籍することとなる年度末までとなります。(留年に伴う貸付期間の延長はありません。)
Q 3	連帯保証人の要件のうち「一定の職業を有し」とは、アルバイトの場合も認められますか。
A 3	認められません。
Q 4	貸付期間の1.5倍の期間勤務し、免除を受けた後は勤務先等に制限はないのですか
A 4	貸付期間の1.5倍相当期間の勤務を履行し、返還免除を受けた後の進路選択は自由となりますが、引き続き県内で後進の指導に当たりながら、ふるさと山口の医療充実に貢献してもらうことを願っています。
Q 5	特定診療科枠・外科枠の貸付けを希望していますが、診療科はいつ決めたらいいですか。
A 5	特定診療科枠・外科枠は、申請時に診療科を選定していただき(小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、外科)、志望診療科に対する熱意や理由等を総合的に勘案して貸付けを決定することとしていますので、診療科を決めてから応募してください。
Q 6	緊急医師確保対策枠・地域医療再生枠の貸付けを受けた場合、進路となる診療科はいつ決めたらいいですか。
A 6	卒業後、臨床研修2年目の4～6月頃、個別に志望診療科の確認を行います。
Q 7	2015年度に緊急医師確保対策枠で入学しました。県外での臨床研修は可能でしょうか。
A 7	可能です。2015年度の推薦入試「緊急医師確保対策枠」「地域医療再生枠」入学者は、手続き上、2014年度中に貸付申請をし、2014年3月31日までに貸付決定を受けているためです。 一方、同じ2015年度入学でも、特定診療科枠・外科枠の貸与者は、貸付決定が2015年4月以降のため、県外での臨床研修はできません。

Ⅱ 返還の免除

1 修学資金の返還及び利息の支払債務の全部免除

貸付期間の満了後、次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部が免除されます。(免除の申請手続きが必要です。)

(1) 次の①～③の条件をすべて満たしたとき。

- ① 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許取得後、直ちに医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を開始し、これを修了すること。
- ③ 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間(大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間)が通算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等の医師として従事した期間が、通算して、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すること。

※ 特定診療科枠・外科枠で貸付けを受けた修学生は、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、外科の医師として勤務することが必要です。

※ 緊急医師確保対策枠で貸付けを受けた修学生は、貸付けを受けた期間の1.5倍の期間(9年)のうち4年、過疎地域病院において勤務することが必要です。

※ 2010年4月1日以降に入学した修学生については、県内での臨床研修期間(山口県内に所在する基幹型臨床研修病院が管理を行う臨床研修を受けた期間)のうち、貸付期間が5年以上の場合は2年、貸付期間が3年以上5年未満の場合は1年が返還免除のための勤務期間として算入されます。(貸付期間が3年未満の場合、臨床研修期間は返還免除のための勤務期間に算入されません。)

※ 6～12ページ「従事対象期間及び従事期間について」も参照ください。

(2) 県内の公的医療機関等の医師としてその業務に従事する期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) やむを得ない事由により、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等の医師として従事した期間が、通算して、

貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかった場合において、当該やむを得ない事由が消滅した後、引き続いて県内の公的医療機関等の医師としてその業務に従事し、通算して、貸付期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

【従事対象期間及び従事期間について】

医師修学資金の貸付けを受けた者は、臨床研修を修了した翌月から起算して、貸付期間の2倍の期間を経過するまでの間（以下「従事対象期間」という。）に貸付期間の1.5倍の期間（以下「従事期間」という。）、知事指定の公的医療機関等において勤務を行うことが義務付けられ、この勤務を達成することで、貸付金の返還が免除されます。

※ 従事期間については、山口大学との調整により、県が勤務先を指定します。（それぞれの公的医療機関等の職員になります。対象となる公的医療機関等3ページの表のとおりです。）

※ 返還の免除に当たっては、特定診療科枠・外科枠については対象診療科での勤務が必要であり、緊急医師確保対策枠については従事期間のうち4年は過疎地域の病院が指定されます。

◇ 山口大学医学部附属病院での勤務期間の取扱い

- 山口大学医学部附属病院での勤務期間は、貸付期間の0.5倍に相当する期間まで返還免除の勤務期間として算定されます。（0.5倍に相当する期間に1年に満たない端数が生じる場合は切り上げます。）
- 0.5倍に相当する期間を超える場合には、その超えた期間は勤務期間とならず、自由期間の使用となります。

〔例〕4年間貸付けを受けた方が、山口大学医学部附属病院に3年間勤務した場合、貸付期間の0.5倍の2年間のみ公的医療機関等に勤務したとカウントされ、残り1年間は、自由期間の使用に位置付けられます。

◇ 大学院在学期間、育児休業・介護休業期間の取扱い

- 「大学院において医学を履修する課程に在学した期間」又は「育児休業や介護休業をした期間」があるときは、これらの期間を「修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間」（従事対象期間）から除きます。従って、これらの期間が終了した後に必要な勤務をしていただくことになります。
- 大学院在籍期間であっても公的医療機関等での勤務実態がある場合には、勤務に従事したと判断される場合がありますので、県医療政策課までお問い合わせください。

貸付期間による従事対象期間、従事期間等は次のとおりです。

(2010年4月1日以降に大学に入学した修学生が、県内で臨床研修を行った場合の扱いです。2010年3月31日までに大学に入学した修学生や県外で臨床研修を行った修学生については、臨床研修期間が従事期間に算入されませんので、注意してください。)

◎ 貸付期間が6年間の場合

従事対象期間(a)	12年	貸付期間×2年
従事期間(b)	9年	貸付期間×1.5年
うち山大病院で勤務が可能な期間	3年	貸付期間×0.5年
自由期間	5年	(a)-((b)-臨床研修2年)

※ 県内で行った臨床研修期間2年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は7年となります。

※ 自由期間では、公的医療機関等に勤務することなく、国内外の留学、県内外の公的医療機関等以外での研修等により、自らの専門性を高めることができます。(自由期間の使用は必須ではありません。)

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

自由…自由期間

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後12年目)まで
に9年間の勤務が必要

臨床研修 期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目	12 年目
県内臨床 研修①②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	自由	公的 ⑥	公的 ⑦	自由				公的 ⑧	公的 ⑨
県内臨床 研修①②	自由		公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	自由	公的 ⑥	公的 ⑦	公的 ⑧	公的 ⑨	返還免除	
県内臨床 研修①②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	公的 ⑥	公的 ⑦	公的 ⑧	公的 ⑨	返還免除				

◎ 貸付期間が5年間の場合

従事対象期間(a)	10年	貸付期間×2年
従事期間(b)	8年	貸付期間×1.5年(切上げ)
うち山大病院で勤務が可能な期間	3年	貸付期間×0.5年(切上げ)
自由期間	4年	(a)-((b)-臨床研修2年)

※ 県内で行った臨床研修期間2年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は6年となります。

※ 自由期間では、公的医療機関等に勤務することなく、国内外の留学、県内外の公的医療機関等以外での研修等により、自らの専門性を高めることができます。(自由期間の使用は必須ではありません。)

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

自由…自由期間

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後10年目)までに
8年間の勤務が必要

臨床研修 期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
県内臨床 研修①②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	自由	公的 ⑥	公的 ⑦	自由	自由	自由	公的 ⑧
県内臨床 研修①②	自由	自由	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	自由	公的 ⑥	公的 ⑦	公的 ⑧	返還 免除
県内臨床 研修①②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	公的 ⑥	公的 ⑦	公的 ⑧	返還免除			

◎ 貸付期間が4年間の場合

従事対象期間(a)	8年	貸付期間×2年
従事期間(b)	6年	貸付期間×1.5年
うち山大病院で勤務が可能な期間	2年	貸付期間×0.5年
自由期間	3年	(a)-((b)-臨床研修のうち1年)

※ 県内で行った臨床研修期間のうち1年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は5年となります。

※ 自由期間では、公的医療機関等に勤務することなく、国内外の留学、県内外の公的医療機関等以外での研修等により、自らの専門性を高めることができます。(自由期間の使用は必須ではありません。)

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

自由…自由期間

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後8年目)までに
6年間の勤務が必要

臨床研修 期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
県内臨床研修 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	自由	公的 ⑤	自由		公的 ⑥
県内臨床研修 ①	自由	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	自由	公的 ⑥	返還 免除
県内臨床研修 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	公的 ⑥	返還免除		

◎ 貸付期間が3年間の場合

従事対象期間(a)	6年	貸付期間×2年
従事期間(b)	5年	貸付期間×1.5年(切上げ)
うち山大病院で勤務が可能な期間	2年	貸付期間×0.5年(切上げ)
自由期間	2年	(a)-(b)-臨床研修のうち1年)

※ 県内で行った臨床研修期間のうち1年が従事期間として扱われ、臨床研修修了後に県が指定する勤務は4年となります。

※ 自由期間では、公的医療機関等に勤務することなく、国内外の留学、県内外の公的医療機関等以外での研修等により、自らの専門性を高めることができます。(自由期間の使用は必須ではありません。)

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

自由…自由期間

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後6年目)までに
5年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
県内臨床研修 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	自由		公的 ⑤
県内臨床研修 ①	自由	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	返還免除
県内臨床研修 ①	公的 ②	公的 ③	公的 ④	公的 ⑤	返還免除	

◎ 貸付期間が2年間の場合

従事対象期間(a)	4年	貸付期間×2年
従事期間(b)	3年	貸付期間×1.5年
うち山大病院で勤務が可能な期間	1年	貸付期間×0.5年
自由期間	1年	(a)-(b)

※ 臨床研修期間は従事期間として扱われません。

※ 自由期間では、公的医療機関等に勤務することなく、国内外の留学、県内外の公的医療機関等以外での研修等により、自らの専門性を高めることができます。(自由期間の使用は必須ではありません。)

勤務の例 (これ以外の勤務パターンもあります)

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

自由…自由期間

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後4年目)までに
3年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目	3年目	4年目
県内臨床研修	公的①	公的②	自由	公的③
県内臨床研修	自由	公的①	公的②	公的③
県内臨床研修	公的①	公的②	公的③	返還免除

◎ 貸付期間が1年間の場合

従事対象期間 (a)	2年	貸付期間×2年
従事期間 (b)	2年	貸付期間×1.5年(切上げ)
うち山大病院で勤務が可能な期間	1年	貸付期間×0.5年(切上げ)
自由期間	0年	(a)-(b)

※ 臨床研修期間は従事期間として扱われません。

勤務の例

上段：臨床研修後の年数

下段：勤務パターンの例

丸数字…従事期間の何年目に相当するか

公的…公的医療機関等における指定勤務

自由…自由期間

従事対象期間の終了年度
(臨床研修後2年目)までに
2年間の勤務が必要

臨床研修期間	1年目	2年目
県内臨床研修	公的①	公的②

2 修学資金の返還及び利息の支払債務の全部又は一部免除

次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務の全部又は一部が免除される場合があります。(免除の申請手続が必要です。)

- (1) 死亡又は心身障害により、修学資金を返還することができなくなったとき。
- (2) やむを得ない事由により、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等の医師として従事した期間が、通算して、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったとき。

【返還免除Q&A】

Q 1	3年間、貸付けを受けた場合、公的医療機関等での要勤務期間はどうなりますか。
A 1	3年間×1.5=4.5年間となりますが、1年に満たない端数が生じる場合は切り上げるので、公的医療機関等での要勤務期間は5年間となります。
Q 2	「貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間」と「県内の公的医療機関等の医師として従事する『貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間』」の差の期間については、勤務を要しないのでしょうか。
A 2	その期間は、自由期間です。(6～12ページ参照) ただし、貸付期間が1年間の場合は、自由期間がなく、臨床研修後、継続して2年間の勤務が必要ですので留意してください。
Q 3	大学院に進学する場合の取扱いはどうなりますか。
A 3	大学院において、医学を履修する課程に在学した期間は、従事対象期間(6ページ参照)から除くので、大学院の課程を修了した後に、公的医療機関等で勤務していただくことになります。 社会人枠大学院のように、大学院に在籍しながら公的医療機関等での勤務実態がある場合など、勤務に従事したと判断される場合もあるので、詳しくは県医療政策課までお問い合わせください。
Q 4	臨床研修後、直ちに公的医療機関等で業務に従事しなければなりませんか。
A 4	臨床研修後に自由期間を使用すれば、直ちに公的医療機関等で業務に従事する必要はありません。 ただし、貸付期間が1年間の場合は、自由期間がないので留意してください。(臨床研修後2年間の勤務が必要です。)

Q 5	「特定診療科枠・外科枠」では、公的医療機関等であっても、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、外科以外の診療科の医師として従事する場合は、返還免除を受けることはできませんか。
A 5	返還免除を受けることはできません。
Q 6	全額免除に必要な期間、県内の公的医療機関において業務に従事しました。どうすればいいのですか。
A 6	修学資金返還債務免除申請書を提出してください。 提出が必要な時期に、県から文書でお知らせします。
Q 7	業務への従事は、どのようにして確認しますか。
A 7	業務従事証明書（勤務した公的医療機関等の証明）を提出していただきます。 提出が必要な時期に、県から様式を送付してお知らせします。
Q 8	修学資金が返還免除となった場合、所得税が課税されますか。
A 8	課税されません。地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益については非課税です。

Ⅲ 返還

返還しなければならない事由が生じた場合は、貸付けを受けた修学資金の額に利息※(年10%)を付して一括返還しなければなりません。

※ 利息の計算日数は、修学資金の各月交付日の翌日からの起算となります。

1 返還事由

返還しなければならない事由は、次のような場合です。

- 修学資金の貸付けを取り消されたとき。(3ページ参照)
- 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- 免許を取得した後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかったとき。
- 死亡、又は心身障害のため、県内の公的医療機関等において医師としての業務を継続することができなくなったとき(業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときを除く。)等。

- 修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達する日までの間に、県内の公的医療機関等の医師としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったとき。
- 上記に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

2 返還手続

(1) 返還事由が生じたときは、山口県から通知する納期限までに返還することが必要となります。

(2) 返還の方法は、一括返還となります。

なお、返還額は、修学資金の全貸付額と利息※(年10%)の合計額となります。

※ 利息の計算日数は、修学資金の各月交付日の翌日からの起算となります。

$15 \text{万円 (各月貸付額)} \times 10\% \text{ (年率)} \div 365 \text{日} \times \text{(交付日の翌日から返還すべき日までの日数)}$

(3) 返還が遅れた場合(納期限までに返還されない場合)は、返還すべき額(利息を含む。)に年14.5%の利息が付されます。

$\text{返還すべき額} \times 14.5\% \text{ (年率)} \div 365 \text{日} \times \text{(返還すべき日から返還日までの日数)}$

【返還関係Q&A】

Q 1	公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、貸付を受けた期間の1.5倍の期間に達する前に、その医療機関を辞め、民間病院に就職したため、修学資金に利息を付して返還しようと考えています。公的医療機関等で働いた年数に応じて一部免除してもらえるのですか。
A 1	免除できません。 死亡、心身の故障、やむを得ない事由によらないで、貸付期間の1.5倍の期間に達しない場合は、一部であっても、免除されることはありません。 修学資金においては、所定の期間、公的医療機関等において医師として業務に従事していただくということが、貸付けの条件となっているためです。
Q 2	返還金を分割で支払うことができますか。
A 2	出来ません。県が定める納期限までに、元金と利息の合計額を一括で返還する必要があります。

IV 返還の猶予

次の事由のいずれかに該当するときは、必要な手続きを行えば、その事由が継続する期間、返還が猶予されます。

事由によっては、猶予後、指定の勤務を行うことで返還が免除されることがありますので、詳しくは御相談ください。

◇ 返還の猶予事由（猶予期間）

返還の猶予事由とその期間は次のとおりです。

なお、猶予期間も、返還時に付す利息(年10%)の計算日数に含まれます。

猶予事由	猶予される期間
貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。	在学している期間
災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。	その事由が継続する期間
やむを得ない事由が消滅した後、引き続き県内の公的医療機関等の医師として、その業務に従事しているとき。	その業務に従事している期間

《 問い合わせ先 》

山口県健康福祉部 医療政策課 医師確保対策班

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話 083-933-2937 FAX 083-933-2829

E-mail a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/index/>